

作成日 2015/10/02

改訂日 2026/05/26

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	リムーバーNo. 2-G
製品コード	200140
整理番号	200140-7
供給者の会社名称	株式会社ソーラー
住所	兵庫県神戸市中央区布引町2丁目1番7号
担当部門	技術開発部
電話番号	0790-49-2366
FAX番号	0790-49-1588
推奨用途	塗膜剥離剤
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性（吸入：蒸気） 区分4 皮膚腐食性／刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2A 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1（呼吸器 中枢神経系） 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分2（視覚器 全身毒性） 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分3（麻酔作用） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1（肝臓 中枢神経系 生殖器（男性）） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分2（視覚器）
環境有害性	水生環境有害性 短期（急性） 区分3 水生環境有害性 長期（慢性） 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H315 皮膚刺激 H319 強い眼刺激 H332 吸入すると有害 H336 眠気又はめまいのおそれ H350 発がんのおそれ H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H370 呼吸器、中枢神経系の障害 H371 視覚器、全身毒性の障害のおそれ H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、中枢神経系、生殖器（男性）の障害 H373 長期にわたる、又は反復ばく露による視覚器の障害のおそれ H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)

応急措置	取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
	取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
	屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
	環境への放出を避けること。(P273)
	保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
	皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
	吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
	ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
	気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
	気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
	特別な処置が必要である。(P321)
	皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
	眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
保管	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
廃棄	施錠して保管すること。(P405)
	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	CAS番号
塩化メチレン	80～90%	75-09-2
メタノール	1～10%	67-56-1
添加剤	1～10%	非開示

4. 応急措置

吸入した場合

蒸気・ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。

呼吸困難または呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行い、速やかに医師の手当てを受ける。

嘔吐物を飲み込ませないようにする。

皮膚に付着した場合

汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

多量の水と石鹼で洗う。

外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合には医師の診断を受ける。

眼に入った場合

直ちに清浄な流水で15分以上洗眼し、医師の診断を受ける。

洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球とまぶたのすみずみにまで水がよくいきわたるように洗浄する。

コンタクトレンズ着用の場合は、容易であれば外して洗浄する。

飲み込んだ場合

水で口をすすぐ。

無理に吐かせてはいけない。

被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。

嘔吐物を飲み込ませない。

直ちに医師の手当てを受ける。

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

適切な保護具を着用する。(8. 暴露防止及び保護措置の項を参照)

5. 火災時の措置

適切な消火剤

火災の場合は泡、粉末、炭酸ガスを使用する。

使ってはならない消火剤

情報なし

火災時の特有の危険有害性
特有の消火方法

ジクロロメタンは火災や熱表面に接すると分解して塩化水素、ホスゲン等の有毒ガスを発生する。
指定の消火剤を使用する。
消火活動は風上から行う。
可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
周囲の設備などに散水して冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

回収が終わるまで十分な換気を行う。

環境に対する注意事項
封じ込め及び浄化の方法
及び機材
二次災害の防止策

作業の際には適切な保護具を着用する。（8. ばく露防止及び保護措置の項を参照）
周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
砂・布などに吸収させて密閉できる容器に回収する。
付着物・廃棄物等は、関係法規に基づいて処置をする。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
取扱う前に、本SDSの安全注意を読み理解する。
取扱いの終了の都度、容器を密閉する。
取扱い後には身体、顔、手、眼等をよく洗う。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
容器を密閉する。
直射日光を避け、換気の良い場所（冷暗所等）に保管する。
品質の観点から15～25℃で保管する。
火気、熱源から遠ざけて保管する。

安全取扱注意事項

保管

接触回避

安全な保管条件

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度（産衛学会）	許容濃度（ACGIH）
塩化メチレン	50ppm	50ppm(170mg/m ³) 【最大許容濃度】 100ppm(340mg/m ³) (皮)	設定あり
メタノール	200ppm	200ppm(260mg/m ³) (皮)	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
塩化メチレン	未設定	未設定
メタノール	未設定	未設定

許容濃度（ACGIH）参照先：<https://www.acgih.org/>

設備対策

屋内作業場には、蒸気の発散源を密閉する設備又は局所排気装置を設置する。
ジクロロメタンの蒸気は、空気約3倍と重いから、低い所に滞留しやすいから、吸引式排気装置を床面に近いところに設置する。
タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付ける。

保護具	呼吸用保護具	取扱い場所近くに洗身シャワー、手洗い、洗眼設備及び休憩場所を設け、その位置を明瞭に表示する。
		有機ガス用防毒マスクを着用する。
		密閉された場所では送気マスクを着用する。
		酸素濃度が18%未満の場所では、ろ過式の防毒マスクを使用しない。
	手の保護具	不浸透性の保護手袋を着用する。
	眼、顔面の保護具	保護眼鏡を着用する。
	皮膚及び身体の保護具	不浸透性の保護衣及び履物を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	液体
色	緑色
臭い	溶剤臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限 下限界／可燃限界	データなし
	上限
引火点	データなし
自然発火点	引火せず
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	約6.8
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分分配係数	水に難溶（一部溶解）
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	データなし
相対ガス密度	約1.2
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の手扱い条件においては安定である。
危険有害反応可能性	ジクロロメタンは、過剰の遊離水が存在すると60℃で加水分解が認められ、金属を腐食する。
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	情報なし

11. 有害性情報

急性毒性	吸入	(蒸気) 混合物のATEmix 計算結果が2500ppmを超え、20000ppm以下のため、急性毒性(吸入：蒸気) 区分4に該当する。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		皮膚腐食性／皮膚刺激性 区分2の成分合計が10%以上のため、区分2に該当する。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性		眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2Aの成分合計が10%以上のため、区分2Aに該当する。
呼吸器感受性		危険有害性に該当する成分を濃度限界以上含有していないこと、毒性未知成分を含有していることより、分類できない。
皮膚感受性		危険有害性に該当する成分を濃度限界以上含有していないこと、毒性未知成分を含有していることより、分類できない。
生殖細胞変異原性		危険有害性に該当する成分を濃度限界以上含有していないこと、毒性未知成分を含有していることより、分類できない。
発がん性		発がん性 区分1Aの成分が0.1%以上のため、区分1Aに該当する。
生殖毒性		生殖毒性 区分1Bの成分が0.3%以上のため、区分1Bに該当する。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1(呼吸器)の成分が10%以上のため、区分1(呼吸器)に該当する。

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1(中枢神経系)の成分が10%以上のため、区分1(中枢神経系)に該当する。

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1(視覚器)の成分が1%以上10%未満のため、区分2(視覚器)に該当する。

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1(全身毒性)の成分が1%以上10%未満のため、区分2(全身毒性)に該当する。

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分3(麻酔作用)の成分合計が20%以上のため、区分3(麻酔作用)に該当する。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1(肝臓)の成分が10%以上のため、区分1(肝臓)に該当する。

特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1(中枢神経系)の成分が10%以上のため、区分1(中枢神経系)に該当する。

特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1(生殖器（男性）)の成分が10%以上のため、区分1(生殖器（男性）)に該当する。

特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1(視覚器)の成分が1%以上10%未満のため、区分2(視覚器)に該当する。

誤えん有害性

危険有害性に該当する成分を濃度限界以上含有していないこと、毒性未知成分を含有していることより、分類できない。

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性 短期（急性）

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が25%以上のため、水生環境有害性 短期（急性） 区分3に該当する。

水生環境有害性 長期（慢性）

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が25%以上のため、水生環境有害性 長期（慢性） 区分3に該当する。

生態毒性

利用可能な情報なし

残留性・分解性

利用可能な情報なし

生体蓄積性

利用可能な情報なし

土壤中の移動性

利用可能な情報なし

オゾン層への有害性

利用可能な情報なし

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に、もしくは地方自治体が処理を行っている場合には地方自治体に委託して処理する。

排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および関係する法規に従って処理するか、業者に委託する。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に処分する。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

非該当

Not applicable

Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code

Not applicable

国内規制

航空規制情報

非該当

陸上規制

消防法等の規定に従う。

海上規制情報

非該当

海洋汚染物質

非該当

MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

航空規制情報

非該当

特別の安全対策

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。

運搬に際しては、容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

緊急時応急措置指針番号

なし

1 5. 適用法令

労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号）

ジクロロメタン

変異原性が認められた既存化学物質（法第57条の5、労働基準局長通達）

塩化メチレン

第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）

メタノール

作業環境評価基準（法第65条の2第1項）

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2）

ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）

メタノール

健康障害防止指針公表物質（法第28条第3項・厚労省指針公示）

ジクロロメタン

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2）

ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）（安衛則別表第2の番号：858）（89%）

メタノール（安衛則別表第2の番号：2006）（7.0%）

特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第38条3）

ジクロロメタン

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第1項）

特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第2項）

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質（安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和7年11月18日告示第301号・第2号、令和7年11月18日基発1118第2号、厚生労働省HP皮膚等障害化学物質の一覧）

メタノール

特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質（安衛則第594条第1項、令和7年11月18日告示第301号、厚生労働省HP皮膚等障害化学物質の一覧）

ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）

労働安全衛生法（表示・通知対象物質、がん原性物質）（令和9年施行分）

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2）

ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）

メタノール

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2）

ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）（安衛則別表第2の番号：858）（89%）

メタノール（安衛則別表第2の番号：2006）（7.0%）

毒物及び劇物取締法

非該当

化学物質排出把握管理促進法（PRTTR法）

第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）

ジクロロメタン（別名塩化メチレン）（管理番号：186）（89%）

化審法

優先評価化学物質（法第2条第5項）

消防法

非危険物

海洋汚染防止法

個品運送P（施行規則第30条の2の3、国土交通省告示）

有害液体物質（X類物質）（施行令別表第1）

廃棄物の処理及び清掃に
関する法律

有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1）
特別管理産業廃棄物（法第2条第5項、施行令第2条の4）

16. その他の情報

参考文献

日本ケミカルデータベース株式会社 データベース
使用原料SDS
JIS Z7253 : 2019
JIS Z7252 : 2019

その他

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。

注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には、ご使用者の責任において十分な安全対策を実施の上でご利用ください。

本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。